【障害福祉制度等一覧 】

【障害福祉制度等一覧】

			補装具・日常生活用具			障害者総合支援法による障害福祉サービス・施設等			児童福祉法による障害児支援	医療							
			補装具の支給	軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	日常生活用具の給付・貸与	訪問系サービス・短期入所	日中活動系サービス	居住系サービス	障害児通所支援・障害児入所支援	自立支援医療（育成医療）の給付	自立支援医療（更生医療）の給付	自立支援医療（精神通院医療）の給付	小児慢性特定疾病医療費の支給	特定医療費（指定難病）の支給	重度心身障害者医療費の助成	ひとり親家庭等医療費助成事業	
該当ページ			31	32	33	35	38	42	44	52	52	53	53	54	54	55	
障害区分	手帳区分																
身体障害者	視覚障害	1	○	身体障害者手帳の交付の対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方	各市町村より異なるため、詳しくは市町村障害福祉担当課へお問合せください。		障害の状況、利用の意向、生活環境などの聴き取り調査を行います。		障害の状況、利用の意向、生活環境などの聴き取り調査を行います。	対象医療の受給が適当と認められる児童	対象医療の受給が適当と認められる者		対象疾病及び基準に該当する児童	対象疾病及び基準に該当する者	○	父母が婚姻を解消した児童（18歳達後3月31日まで）等を養育している方。（ただし、児童が在宅で心身に重度から中度の障害のある場合は、児童の年齢制限は20歳未満）	児童の父（母）親が身体の機能又は精神の障害により、労働することができず、かつ常時の監視又は介護を必要とする場合、その児童を養育する方
		2	○												○		
		3	○												○		
		4	○														
		5	○														
		6	○														
	聴覚及び平衡機能障害	2	○												○		
		3	○												○		
		4	○														
		5	○														
		6	○														
	音声言語そしゃく	3	○												○		
		4	○														
	肢体不自由	1	○												○		
		2	○												○		
		3	○												○		
		4	○														
		5	○														
		6	○														
	内部	1	○												○		
		2	○												○		
		3	○												○		
		4	○														
知的障害者	療育手帳	A													○		
		B															
		未所持															
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	1										対象医療の受給が適当と認められる者			○		
		2															
		3															
		未所持															
上記区分に該当しない障害者			身体障害者、知的障害者、精神障害者の区分に該当しない														
年齢制限等主な条件				18歳未満					18歳未満（一部20歳までの利用特例あり）	18歳未満	18歳以上		18歳未満（認定後は20歳まで延長可）			児童20歳未満	
所得要件等			有							有	有				有	有	有

※○は該当，△は一部該当です。○または△の場合でも，年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので，詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

		社会参加の促進								年金・手当								
障害児・者歯科診療	精神科救急医療体制	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	オストメイト社会適応訓練事業	音声機能障害者発生訓練事業	視覚障害者生活訓練	中途失明者緊急生活訓練	盲ろう者生活訓練事業	補助犬の給付事業	障害者スポーツ教室	障害基礎年金	特別障害給付金	特別児童扶養手当	児童扶養手当		障害児福祉手当	特別障害者手当	在宅重度重複障害者介護見舞金	心身障害者扶養共済
56	58	69	70	70	70	70	70	71	71	76	79	80	80		82	83	84	85
○		視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が１級または２級の方	ストマ用装具を着用されている方	疾病等により喉頭を摘出した音声機能障害者であって、発声能力の回復が見込まれる方	視覚障害のある方	中途失明された方	視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が１級または２級の方	○	教室ごとに対象が異なります、詳しくは新潟県障害者スポーツ協会へお問い合わせください P175	国民年金法に定める障害の状態にある方（加入要件や保険料納付要件あり）	①平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生②昭和６１年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、当時、加入していなかった期間内に初診日がある傷病等により、現在、障害基礎年金１級・２級相当の障害状態に該当する方（６５歳までに該当した方）	在宅で心身に重度から中度の障害のある児童（２０歳未満）を養育している方	父母が婚姻を解消した児童（１８歳達後３月３１日まで）等を養育している方。（ただし、児童が在宅で心身に重度から中度の障害のある場合は、児童の年齢制限は２０未満）	児童の父または母が身体の機能又は精神の障害により、労働することができず、かつ常時の監視又は介護を必要とする場合、その児童（１８歳達後３月３１日まで）を養育する方（ただし、児童が在宅で心身に重度から中度の障害のある場合は、児童の年齢制限は２０未満）	在宅で常時介護を要する最重度の障害のある児童	在宅で常時介護を要する最重度の障害のある方	在宅で療育手帳Ａ所持者であり、かつ重度の身体障害を重複している方を介護している保護者	○
○																		○
○																		○
○																		
○																		
○																		
○								○										○
○																		○
○																		
○																		
○																		
○																		○
○																		
○								○										○
○								○										○
○																		○
○																		
○																		
○																		
○																		○
○																		○
○																		○
○																		
○																		○
○																		○
○																		
○	△																	○
○	△																	○
○	△																	△
○	△																	
発達障害、高次機能障害、難病のある方については各種相談機関にお問い合わせください。																		
								18歳以上県内居住１年以上		20歳以上	20歳以上	20歳未満	児童18歳達後3/31まで（20歳未満）	児童18歳達後3/31まで（20歳未満）	20歳未満			保護者年齢が65歳未満
								有		一部該当	有	有	有	有	有	有	有	

【障害福祉制度等一覧】

			自動車							交通機関の割引　※						
			新潟県おもいやり駐車場制度	駐車禁止除外指定車標章の交付	運転免許取得資金・自動車購入資金の貸付	自動車改造費の補助		自動車運転免許取得費の補助	スパイクタイヤの使用	福祉タクシー	旅客鉄道運賃の割引	旅客船運賃の割引		有料道路通行料金の割引		航空運賃の割引	
該当ページ			86	87	89	89		89	90	90	94	95		96		99	
障害区分	手帳区分																
身体障害者	視覚障害	1	○	○	○			△		車いす等使用者	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○			△			○	△	△	○	△	○	○
		5			○			△			○	△		○		○	○
		6			○			△			○	△		○		○	○
	平衡機能障害 聴覚及び	2	△	○	○			△			○	○	○	○	○	○	○
		3	△	○	○			△			○	△	△	○	△	○	○
		4	△		○			△			○	△		○		○	○
		5	△		○			△			○	△		○		○	○
		6			○			△			○	△		○		○	○
	音声言語そしゃく	3			○			△			○	△		○		○	○
		4			○			△			○	△		○		○	○
	肢体不自由	1	○	障害の区分及び組合せにより、対象とならない場合があります。	○	○	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○		○	○	○	△	○		○	○	△	○	△	○	○
		3	△		○	△	△	△	○		○	△	△	○	△	○	○
		4	△		○	△		△	○		○	△		○		○	○
		5	△		○	△		△	○		○	△		○		○	○
		6	△		○	△		△	○		○	△		○		○	○
	内部	1	○		○		○	△	○		○	△	○	○	○	○	○
		2	○		○		○	△	○		○	△	○	○	○	○	○
		3	○		○			△	○		○	△	△	○	○	○	○
		4	○		○			△	○		○	△	△	○	△	○	○
知的障害者	療育手帳	A	○	○	○						○	○	○		○	○	○
		B	○		○						○	△				○	○
		未所持															
精神障害者	保健福祉手帳 精神障害者	1	○	○	○						○	○	○			○	○
		2	○		○						○	○				○	○
		3			○						○	○				○	○
		未所持															
上記区分に該当しない障害者			身体障害者、知的障害者、精神障害者の区分に該当しない														
年齢制限等主な条件						本人運転	介護人等運転					本人のみ	介護人と同乗	本人運転	介護人運転	本人のみ・12歳以上	介護人同乗・12歳以上
所得要件等					有	有	有										

※○は該当，△は一部該当です。○または△の場合でも，年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので，詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
※交通機関の割引制度は事業者ごとに内容が異なり、変更される場合があります。利用に当たっては、各事業者へご確認ください。

公共料金の割引									税金の軽減						
バス運賃の割引		ハイヤー・タクシーの運賃の割引	郵便料金の割引	NHK放送受信料の免除（全額）	NHK放送受信料の免除（半額）	NTT東日本等の優遇措置	県立施設等入館料等の減免		所得税、県民税、市町村民税	相続税	贈与税	事業税	自動車税（種別割）		軽自動車税の減免
101		102	102	103	104	105	106		107	108	108	109	109		114
○	○	○	発行する開封とした定期刊行物で発行人から差し出されるもの。①第四種郵便物②開封とした盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物、心身障害者団体が通常郵便物①一定の図書館と重度障害者（身体・知的）との間で発受する冊子とした印刷物②聴覚障害者用ビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック③点字ゆうパック	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	各市町村により異なるため、詳しくは市町村税務担当課へお問い合わせください。
○	○	○		△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	
○	○	○		△	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	
○	○	○		△	○	○	○	△	△	△	△		○	○	
○	○	○		△	○	○	○		△	△	△				
○	○	○		△	○	○	○		△	△	△				
○	○	○		△	○	△	○	○	△	△	△		△	△	
○	○	○		△	○	△	○	△	△	△	△		○	○	
○	○	○		△	○	△	○		△	△	△				
○	○	○		△	○	△	○		△	△	△				
○	○	○		△	○	△	○		△	△	△				
○	○	○		△		○	○		△	△	△		△	△	
○	○	○		△		○	○		△	△	△				
○	○	○		△	○	○	○	○	△	△	△		○	○	
○	○	○		△	○	○	○	△	△	△	△		○	○	
○	○	○		△		△	○	△	△	△	△		△	△	
○	○	○		△		△	○		△	△	△		△		
○	○	○		△		△	○		△	△	△		△		
○	○	○		△		△	○		△	△	△		△		
○	○	○		△	○	△	○	○	△	△	△		○	○	
○	○	○		△	○	△	○	○	△	△	△		△	△	
○	○	○		△		△	○	○	△	△	△		○	○	
○	○	○		△		△	○	△	△	△	△				
○	○	○		△	△	△	○	○	△	△	△			○	
○	○	○		△	△	△	○		△	△	△				
									△	△	△				
○		△		△	○	△	○	○	△	△	△			△	
○		△		△		△	○		△	△	△				
○		△		△		△	○		△	△	△				
									△	△	△				

発達障害、高次機能障害、難病のある方については各種相談機関にお問い合わせください。

本人のみ	介護人同乗			世帯全員が市町村民税非課税の場合	世帯主		本人	介護人					本人運転	家族・介護者運転	

【障害福祉制度等一覧】

			その他						
			成年後見制度利用支援事業	就学奨励費の支給	就業促進のための各種資金の貸付制度	生活福祉資金（福祉資金（福祉費（住宅）））	高齢者・障害者向け安心住まい整備事業	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金
該当ページ			25	61	65	92	93	116	117
障害区分	手帳区分								
身体障害者	視覚障害	1	①次のいずれにも該当する者 ②後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者	特別支援学級及び特別支援学校に就学する幼児児童生徒及び通級指導教室に通う児童生徒	○	○	△	○	配偶者が精神又は身体の障害により、長期に渡って労働能力を失っている方
		2			○	○	△	○	
		3			○	○	△	○	
		4			○	○	△	○	
		5			○	○	△	○	
		6			○	○	△	○	
	平衡機能障害	2			○	○	△	○	
		3			○	○	△	○	
		4			○	○	△	○	
		5			○	○	△	○	
		6			○	○	△	○	
	音声言語そしゃく	3			○	○	△	○	
		4			○	○	△	○	
	肢体不自由	1			○	○	△	○	
		2			○	○	△	○	
		3			○	○	△	○	
		4			○	○	△	○	
		5			○	○	△	○	
		6			○	○	△	○	
	内部	1			○	○	△	○	
		2			○	○	△	○	
		3			○	○	△	○	
		4			○	○	△	○	
知的障害者	療育手帳	A			○	○	○	○	
		B			○	○		○	
		未所持							
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	1			○	○		○	
		2			○	○		○	
		3			○	○		○	
		未所持							
上記区分に該当しない障害者			各種相談機関にお問い合わせください。						
年齢制限等主な条件									
所得要件等				有		有	有	有	有

※○は該当，△は一部該当です。○または△の場合でも，年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので，詳しくは担当窓口にお問い合わせください。